

平成 27 年 1 月

各位

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室

使用済小型電子機器等の取り扱い実態に関する調査へのご協力をお願い

平素より、廃棄物・リサイクル行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

使用済みとなった小型電子機器等には有用金属や有害物質が含まれている場合があるため、資源確保と生活環境保全の両方を実現できる、適正なリサイクルを実施することが望まれます。

そのような観点から、新たに「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が平成 25 年4月1日に施行されました。

小型家電リサイクル法の基本方針では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項として、国が使用済小型電子機器等の排出後のフローについて、定量的に把握するよう努める旨の記載があります。

この記載を踏まえ、環境省では、消費者から排出された使用済小型電子機器等のフローを明らかにするべく、今般、株式会社三菱総合研究所に委託して使用済小型電子機器等の取り扱い実態に関する調査を実施することといたしました。

ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、上記趣旨に御理解を賜り、本調査に御協力頂きますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

個人情報のお取り扱いについて

本アンケート調査は、環境省より「平成 26 年度使用済小型電子機器等再資源化促進に向けた調査検討業務」の業務委託を受けて三菱総合研究所が実施するものです。本アンケート調査は、全国産業廃棄物連合会のご協力により産業廃棄物処理業者の皆様にお送りしております。

ご回答者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご同意の上、アンケート調査票の該当欄へご記入下さい（ご記入いただいた場合には、ご同意いただいたこととさせていただきます）。

1. 個人情報の取扱いに関する弊社の基本姿勢	三菱総合研究所は、2003 年 1 月 8 日にプライバシーマークの付与・認定を受けております。 ご回答者の個人情報は、弊社が定める「個人情報保護方針」に則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。
2. ご回答者の個人情報の利用目的	ご回答者の個人情報は以下の目的のために利用させていただきます。下記以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。 ● アンケート調査へのご回答内容に係る不明事項などの問い合わせ
3. ご回答者の個人情報の提供	ご回答者の個人情報については、提供の予定はございません。
4. ご回答者の個人情報の委託	ご回答者の個人情報は、調査票回収業務・ご回答内容確認業務のために、外部委託事業者へ個人情報を取扱う業務を委託する予定があります。 その際、必要な契約を締結し、弊社の従業員に対するのと同等の管理を行います。
5. ご回答者の個人情報の利用終了後の措置（個人情報の保管期間）	当該委託業務終了後は、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。
6. ご回答者が個人情報を弊社に与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合にご回答者に生じる結果について	ご回答された方が、個人名の記載を希望されない場合には、個人名の部分につきまして空欄でも構いません。
7. 個人情報に関するご連絡先	① 個人情報保護管理者：株式会社三菱総合研究所 代表取締役専務 小野誠英 (連絡先：03-5157-2111、E-mail：privacy@mri.co.jp) ②個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口 ※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記窓口までご連絡ください。 株式会社三菱総合研究所 広報部 電話：03-6705-6004 FAX：03-5157-2169 E-mail：prd@mri.co.jp URL：http://www.mri.co.jp/request/

◆弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は http://www.mri.co.jp/privacy_guide/privacy.html をご覧下さい。又、ご請求いただければお送り致します。

お問い合わせ番号：P050117-01-005-c

平成 27 年 1 月

各 位

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会 長 石井邦夫

**「使用済小型電子機器等の処理・リサイクル及び再生資源・中古品売買
に関する調査」に関するご協力をお願い**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。同法の基本方針では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項として、国が使用済小型電子機器等の排出後のフローについて、定量的に把握するよう努める旨の記載があります。

この記載を踏まえ、環境省では、使用済小型電子機器等の排出後のフローを明らかにするべく、関連業界を対象にした各種調査を予定しており、その一環として同封のとおりアンケート調査を進めています。

上記アンケートの実施にあたり、環境省から当連合会に対し、アンケート調査票の送付先として、当連合会の「処理企業検索システム」に登録されている事業者のうち、廃プラスチック類及び金属くずを処分する許可を有している事業者を対象としたいとの申し入れがあり、当連合会は、調査の趣旨に賛同し、協力をする事といたしました。

つきましてはご多忙中のところ誠に恐縮ですが、各位におかれましては、アンケート調査にご協力いただき、期限内(1 月 30 日まで)にご回答いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査は環境省から(株)三菱総合研究所に委託され実施されています。また、アンケート調査の集計業務は、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)が実施します。アンケート調査内容に関するお問い合わせは、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)をお願いいたします。

※アンケート調査内容に関するお問い合わせ先

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

環境・エネルギー政策部 「使用済小型電子機器等に関するアンケート」事務局

電話：03-03-3518-8420

※調査協力に関するお問い合わせ先

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 調査部 日浦（ひうら）

電話：03-3224-0811（代）

使用済小型電子機器等の引取及び中古品売買、処理・リサイクルに関する調査

調査委託：環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室
アンケート調査実施：株式会社三菱総合研究所

【調査の目的・概要】

本調査は、小型電子機器等について、使用済となった製品の処理・リサイクル及び小型電子機器等由来の再生資源や中古品の売買に関する状況を把握することを目的としております。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※ 使用済小型電子機器等とは、一度以上使用され、その後、使用者から排出された製品であり、現在使用されていない製品（再使用できるか否かは問いません）を示します。リユース品（中古品）として販売される小型電子機器等、廃棄物としてリサイクル・処理される小型電子機器等も含まれます。

【ご記入にあたってのお願い】

- 本調査は、環境省の委託を受けて株式会社三菱総合研究所が実施するものです。
- 調査票は本紙を含め、全部で6ページあります。
- ご回答にあたっては、各設問の該当する項目に具体的数値や○印などをご記入下さい。なお、各選択肢で「その他」を選択された場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入下さい。
- ご回答頂いた調査票については、**平成 27 年 1 月 30 日（金）**までに、同封の返信用封筒にてご投函下さいますようお願い致します。
- 本調査票は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の企業検索システムに登録されている事業者様宛にお送りしております。統計的な処理により全体的な傾向を把握することを目的としておりますので、貴社のご回答内容を個別に分析することはいたしません。また、ご回答頂いた調査票及び内容については、厳重に管理いたします。

【お問い合わせ】

本アンケート調査の集計業務は、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社が実施します。この調査に関するお問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

なお、調査票返信先は株式会社サーベイリサーチセンターとなります。

（調査内容・回答記入方法に関して）

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

環境・エネルギー政策部 「使用済小型電子機器等に関するアンケート」事務局

Tel：03-3518-8420 電子メール：koden-enq@mri-ra.co.jp

月曜日～金曜日（祝祭日除く）

10時00分～12時00分 及び 13時00分～17時00分

（調査の趣旨・目的に関して）

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部（担当：石川、元橋、森部）

Tel：03-6705-6036、Fax：03-5157-2146、E-mail：moe-koden@mri.co.jp

【ご回答事業所・ご回答者プロフィールについてご記入下さい】

* 回答頂いた内容を確認するため、ご連絡を差し上げる場合があります。同封の「個人情報の取扱い」にご同意の上、アンケートご回答者欄にご記入下さい。なお、貴事業所が小型家電リサイクル法の認定事業者の委託先に該当する場合には□にチェックをお願いします。複数事業所を保有されている場合は、「事業所名」「所在地」の欄に列記頂きますようお願いいたします。

会社名 / 事業所名		<input type="checkbox"/> 小型家電リサイクル法の認定事業者の委託先に該当
所在地		
アンケート ご回答者	お名前	
	電話	
	ファクシミリ	
	E-mail	

1. 本調査の結果を統計的に解析するため、貴事業所の業態等についてお尋ねします

1.1 貴事業所の業態について、下記の選択肢の中から該当するものをすべて選び○印をつけて下さい(○印は複数記入可)。

1. 廃棄物処理法に規定される許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者
2. 廃棄物処理法に規定される許可を受けた産業廃棄物の処分業者
3. 廃棄物処理法に規定される許可を受けた一般廃棄物の収集運搬業者
4. 廃棄物処理法に規定される許可を受けた一般廃棄物の処分業者
5. 古物営業法に規定される古物商の許可を受けた古物商(リサイクルショップを含む)
6. その他(具体的に _____)

1.2 貴事業所では、過去1年間(平成25年度(平成25年4月～平成26年3月))に、使用済小型電子機器等についていずれかの品目の取扱がございましたか。下記の選択肢の中から該当するものを選び、○印をつけて下さい(○印は1つだけ)。なお、使用済小型電子機器等を取り扱っていない場合、貴事業所での主要な取扱品目を具体的にご記入下さい。

1. 取扱った
2. 取り扱わなかった(主要な取扱品目を具体的に _____)

※「取扱」には、処理・リサイクルや部品・資源回収、あるいは中古販売(国内販売・輸出)等を目的として、他者から使用済小型電子機器等を引き取る(購入、無料引取、有料引取を問いません)、運搬する、あるいは処理・リサイクルや部品・資源回収を行う、販売(国内販売・輸出)する行為が含まれます。

※小型電子機器等とは以下のような製品となります。該当する製品の詳細は別紙の「小型電子機器等製品リスト」を必ずご参照下さい。

- A : パソコン : デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ
- B : 携帯電話 : 携帯電話端末、PHS端末
- C : 特定対象品目 (パソコン、携帯電話を除く) : 比較的小型の電気機械器具を中心に、別紙にて定義されるもの (例: 電話機、FAX、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDビデオ、CD・MDプレーヤー、ヘアドライヤー、ゲーム機、カー用品など)
- D : その他小型電子機器等 (パソコン、携帯電話、特定対象品目を除く) : 消費者が通常家庭で使用する電気機械器具で、別紙にて定義されるもの (家電リサイクル法対象の4品目や太陽光パネル、蛍光管や電球を除くほかすべての電気機械器具が対象)

⇒ 設問 **1.2** で「2. 取り扱わなかった」とご回答の場合、調査はここまでで終了です。ご回答頂いた調査票を同封の返信用封筒に入れてご投函下さい。ありがとうございました。

1.3 現在、貴事業所では使用済小型電子機器等の回収・流通・販売、処理・リサイクルにおいて、下記のどの業務を行っていますか。品目別に該当する欄に○印をつけて下さい(○印は複数記入可)。品目別に把握されていない場合は、「E:品目別に把握されていない場合」の欄にご記入下さい。なお、「8.その他」に○印をつけた場合、具体的な業務内容をご記入下さい。

業務内容	品目				E:品目別に把握されていない場合
	A:パソコン	B:携帯電話	C:特定対象品目 ※「A:パソコン」、「B:携帯電話」を除く	D:その他小型電子機器等 ※「A:パソコン」、「B:携帯電話」、「C:特定対象品目」を除く	
1. ユーザー・販売業者からの使用済小型電子機器等の回収					品目別に把握されていない場合はEに記入
2. 資源回収・減容化等の処理・リサイクル					
3. 当該品目由来の資源・部品の卸売(国内向け)					
4. 当該品目由来の資源・部品の卸売(海外向け)					
5. 中古品販売(国内リユース向け)					
6. 中古品販売(海外リユース向け)					
7. 上記2～6を行う別の事業者への運搬					
8. その他					

.....▶ (「8. その他」の具体的な業務内容 _____)

※小型電子機器等とは以下のような製品となります。該当する製品の詳細は別紙の「小型電子機器等製品リスト」をご参照下さい。

- A : パソコン : デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ
- B : 携帯電話 : 携帯電話端末、PHS端末
- C : 特定対象品目 : 比較的小型の電気機械器具を中心に、別紙にて定義されるもの
(パソコン、携帯電話を除く) (例: 電話機、FAX、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDビデオ、CD・MDプレーヤー、ヘアドライヤー、ゲーム機、カー用品など)
- D : その他小型電子機器等 : 消費者が通常家庭で使用する電気機械器具で、別紙にて定義されるもの
(パソコン、携帯電話、特定対象品目を除く) (家電リサイクル法対象の4品目や太陽光パネル、蛍光管や電球を除くほぼすべての電気機械器具が対象)

2. 貴事業所における使用済小型電子機器等の引取・引渡状況についてお尋ねします

2.1 貴事業所における使用済小型電子機器等の「①年間引取重量」(平成25年度(平成25年4月～平成26年3月))をご記入下さい。品目別に把握されていない場合は、「E:品目別に把握されていない場合」の欄にご記入下さい。

貴事業所では使用済小型電子機器等を誰から引取っていますか。品目毎に、「1～11」の「②引取先別に引取比率(重量比率)」を具体的にご記入ください(引取先別の引取比率は品目毎に合計が100%)。品目別に把握されていない場合は、「E:品目別に把握されていない場合」の欄にご記入下さい。また、引取時の費用の状況についても「a～c」のうち主要なものを一つ選び、○印をつけて下さい(○印は、それぞれの欄で主要な状況の一つだけ)。なお、「11.その他」に引取先別引取比率を記入した場合には、具体的な引取先をご記入下さい。

引取先・重量	品目				
	A:パソコン	B:携帯電話	C:特定対象品目 ※「A:パソコン」、 「B:携帯電話」を除く	D:その他小型電子機器等 ※「A:パソコン」、 「B:携帯電話」、 「C:特定対象品目」を除く	E:品目別に把握されていない場合
①年間引取重量	トン	トン	トン	トン	トン

②引取先別の引取比率、引取時の費用の状況	1. 消費者	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	2. 地方公共団体	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	3. 地域家電小売店	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	4. 家電量販店	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	5. ホテル、病院等の事業者	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	6. 家電レンタル業者	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	7. 引越業者	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	8. 回収業者	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	9. 中古品販売業者 (国内リユース向け)	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	10. 中古品販売業者 (海外リユース向け)	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取
	11. その他	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取	%	a.購入 b.無料引取 c.有料引取

.....→(「11. その他」の具体的な引取先 _____)

※重量・比率は概数で結構です。引取先別の引取比率は品目毎に合計が100%となるようにご記入下さい。

※「a. 購入」は、貴事業所が買取る場合、

「b. 無料引取」は、貴事業所が無料で引取る場合、

「c. 有料引取」は、貴事業所が引取先から費用をもらって引取る場合、を指します。

なお、使用済製品そのものは「購入」していても、運搬費用を考慮すると収支的には引取先から費用をもらって引取る場合には「c. 有料引取」に○印をつけて下さい。

2.2 貴事業所における使用済小型電子機器等の「①年間引渡重量」(平成25年度(平成25年4月～平成26年3月))をご記入下さい。また、貴事業所では使用済小型電子機器等を誰に引渡していますか。「1～13」の「②引渡先別の引渡比率(重量比率)」をご記入の上(引渡先別引渡比率は品目毎に合計が100%)、引渡時の費用の状況について「a～c」のうち主要なもの一つに○印をつけて下さい(○印は、それぞれの欄で主要な状況を1つだけ)。品目別に把握されていない場合は、「E:品目別に把握されていない場合」の欄にご記入下さい。なお、「2」「4」「6」「8」「13」あるいは「14」に引渡先別引渡比率を記入した場合、主要輸出先(国名)、引渡先を具体的にご記入下さい。

引渡先・重量	品目					
	A:パソコン	B:携帯電話	C:特定対象品目 ※「A:パソコン」、 「B:携帯電話」を 除く	D:その他小型電 子機器等 ※「A:パソコン」、 「B:携帯電話」、 「C:特定対象品 目」を除く	E:品目別に 把握されて いない場合	
①年間引渡重量	トン	トン	トン	トン	トン	
②引渡先別の引渡比率、引渡時の費用の状況	1.自ら重機等で減容(プレス)して販売(国内向け)	%	%	%	%	%
	2.自ら重機等で減容(プレス)して販売(海外向け)	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()
	3.自ら破碎・切断(シュレッダー)して資源回収し販売(国内向け)	%	%	%	%	%
	4.自ら破碎・切断(シュレッダー)して資源回収し販売(海外向け)	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()
	5.自ら解体して資源回収し販売(国内向け3を除く)	%	%	%	%	%
	6.自ら解体して資源回収し販売(海外向け4を除く)	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()
	7.そのまま中古品販売業者へ引渡し(国内リユース向け)	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡
	8.そのまま中古品販売業者へ引渡し(海外リユース向け)	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 主要輸出先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 主要輸出先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 主要輸出先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 主要輸出先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 主要輸出先 ()
	9.そのまま小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引渡し	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡
	10.そのまま廃棄物処分許可業者(9を除く)へ引き渡し	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡
	11.そのまま資源回収業者(9、10を除く)へ引渡し	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡
	12.自ら中古品販売(国内リユース向け)	%	%	%	%	%
	13.自ら中古品販売(海外リユース向け)	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()	% 主要輸出先 ()
	14.その他	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 引渡先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 引渡先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 引渡先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 引渡先 ()	% a.売却 b.無料引渡 c.有料引渡 引渡先 ()

※重量・比率は概数で結構です。引渡先別引渡比率は品目毎に合計が100%となるようにご記入下さい。

※「a.売却」は、貴事業所が売る場合、

「b.無料引渡」は、貴事業所が無料で引渡す場合、

「c.有料引渡」は、貴事業所が引渡先へ費用を支払って引渡す場合、を指します。

なお、使用済製品そのものは「売却」していても、運搬費用を考慮すると収支的には引渡先から費用を支払っている場合には「c.有料引渡」に○印をつけて下さい。

2.3 設問 2.2 において「1～6」に引渡先別引渡比率を記入した場合、以下の「販売している素材」の中から、該当する素材全てに○印をつけてください(○印は複数記入可)。品目別に把握されていない場合は、「E:品目別に把握されていない場合」の欄にご記入下さい。

品目	A:パソコン	B:携帯電話	C:特定対象品目 ※「A:パソコン」、 「B:携帯電話」を除く	D:その他小型電子機器等 ※「A:パソコン」、 「B:携帯電話」、「C:特定対象品目」を除く	E:品目別に把握されていない場合
販売している素材 各品目において、 販売している素材 全てに○印をご 記入下さい。	ア. プラスチック イ. 鉄 ウ. ガラス エ. 非鉄金属くず オ. 部品 (配線コード等) カ. 基板 (1,500円/kg以上) キ. 基板 (500円/kg以上～ 1,500円/kg未満) ク. 基板 (500円/kg未満) ケ. その他	ア. プラスチック イ. 鉄 ウ. ガラス エ. 非鉄金属くず オ. 部品 (配線コード等) カ. 基板 (1,500円/kg以上) キ. 基板 (500円/kg以上～ 1,500円/kg未満) ク. 基板 (500円/kg未満) ケ. その他	ア. プラスチック イ. 鉄 ウ. ガラス エ. 非鉄金属くず オ. 部品 (配線コード等) カ. 基板 (1,500円/kg以上) キ. 基板 (500円/kg以上～ 1,500円/kg未満) ク. 基板 (500円/kg未満) ケ. その他	ア. プラスチック イ. 鉄 ウ. ガラス エ. 非鉄金属くず オ. 部品 (配線コード等) カ. 基板 (1,500円/kg以上) キ. 基板 (500円/kg以上～ 1,500円/kg未満) ク. 基板 (500円/kg未満) ケ. その他	ア. プラスチック イ. 鉄 ウ. ガラス エ. 非鉄金属くず オ. 部品 (配線コード等) カ. 基板 (1,500円/kg以上) キ. 基板 (500円/kg以上～ 1,500円/kg未満) ク. 基板 (500円/kg未満) ケ. その他

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

小型電子機器等 製品リスト

【C:特定対象品目】

具体的に該当する製品の例		
1	携帯電話端末・PHS 端末 ※タブレット型情報通信端末を含む	⇒「B：携帯電話」に分類
	パーソナルコンピュータ（モニターを含む） ※タブレット型情報通信端末を含む	⇒「A：パソコン」に分類
2	電話機、ファクシミリ	
3	ラジオ	
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	
5	映像用機器（DVD-ビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）	
6	音響機器（MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器）	
7	補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）	
8	電子書籍端末	
9	電子辞書、電卓	
10	電子血圧計、電子体温計	
11	理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）	
12	懐中電灯	
13	時計	
14	ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンドトイ）	
15	カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット）	
16	これらの付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）	

【D:その他の小型電子機器等】※回答に際しては、パソコン、携帯電話、特定対象品目は除外下さい。

対象品目	具体的に該当する製品の例
電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ
携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末(公衆用 PHS 端末、スマートフォンを含む)⇒「B:携帯電話」に分類 カーナビゲーションシステム、ETC 車載ユニット、VICS ユニット
ラジオ受信機及びテレビジョン受信機 ※家電リサイクル法対象のテレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)を除く	ラジオ
デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CD プレーヤ、MD レコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
パーソナルコンピュータ(以下、パソコン)	パソコン ノートブック型/スレート型/デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)/タブレット型⇒「A:パソコン」に分類
磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置(ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター(パソコン用)、キーボードユニット
ディスプレイその他の表示装置	モニター(パソコン用)、プロジェクター
電子書籍端末	電子書籍端末
電動ミシン	電気ミシン
電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書
ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベイスケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計
電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
フィルムカメラ	フィルムカメラ
ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具 ※家電リサイクル法対象の冷蔵庫・冷凍庫を除く	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具 ※家電リサイクル法対象のエアコンを除く	扇風機、サーキュレーター、送風機
電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具 ※家電リサイクル法対象の洗濯機・衣類乾燥機を除く	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
電気マッサージ器	電気マッサージ器
ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)